

令和4年4月15日現在（最終更新：令和4年4月18日更新）

整理番号	指定区域	埋立地の区分	備考
1	愛知県岡崎市岩中町字小原 15 番、16 番	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H17. 7 指定
2	愛知県岡崎市岩中町字鴻ノ木田 1 番 1、1 番 2、 2 番 1、2 番 2、3 番、4 番、5 番、6 番、 7 番 1、7 番 2	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H17. 7 指定
3	削除		H17. 7 指定 H23. 2 一部解除 H23. 5 全部解除
4	愛知県岡崎市稲熊町字山神戸 14 番 2、14 番 3、 14 番 4、15 番 1、15 番 4、15 番 5、15 番 6、 15 番 7、15 番 8、15 番 9、15 番 10、15 番 11、 15 番 12、15 番 13、15 番 14、15 番 15、15 番 16、 15 番 17、15 番 18、15 番 19、15 番 20、15 番 21、 15 番 22、15 番 28、15 番 29、15 番 30、15 番 31、 15 番 32、16 番 1、16 番 2 の一部、16 番 3 の一 部、16 番 16 の一部、16 番 17 の一部、16 番 18 の一部、16 番 19 の一部、16 番 20 の一部、16 番 21、16 番 22、16 番 23、16 番 24、16 番 25、 16 番 28 の一部、16 番 29 の一部、16 番 30、16 番 31、16 番 35、16 番 36、16 番 37、16 番 38、 16 番 40、16 番 41、16 番 42、16 番 44 の一部、 17 番 2、17 番 4、20 番 1、20 番 2、20 番 3、 20 番 4、20 番 5、20 番 6 の一部、20 番 7、20 番 8、20 番 9、20 番 10、20 番 11、20 番 12、20 番 13、20 番 14、20 番 15、20 番 16、20 番 17、 20 番 18、20 番 19、20 番 20、20 番 21、20 番 22、 20 番 23、20 番 24 の一部、20 番 25 の一部、20 番 27 の一部、20 番 31、21 番 2、21 番 3、21 番 4、21 番 5 の一部、21 番 18 の一部、21 番 20 の一部、21 番 29、21 番 32、21 番 35 の一部、21 番 38、45 番	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H17. 7 指定
5	愛知県岡崎市田口町字梅須 22 番	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H17. 7 指定
6	愛知県岡崎市細川町字菅入 7 番 1、8 番 1、9 番 1、11 番	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H17. 7 指定
7	愛知県岡崎市宮石町字トウモ 4 番 2 の一部、4 番 3 の一部、6 番、8 番、8 番 1 の一部、51 番 1 の一部	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H17. 7 指定
8	愛知県岡崎市宮石町字ヲイヌカソレ 2 番 24、2 番 26 の一部、6 番の一部	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H17. 7 指定
9	愛知県岡崎市大柳町字島田 1 番の一部、2 番の 一部、3 番 2 の一部 愛知県岡崎市大柳町字笹貝戸 29 番の一部	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H17. 7 指定

10	削除		H17. 7 指定 H23. 2 全部解除
11	愛知県岡崎市箱柳町字松穂田 20 番、21 番	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H17. 7 指定
12	愛知県岡崎市滝町字大入 30 番、31 番、34 番 1	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H17. 7 指定
13	愛知県岡崎市鳥川町字倉田 22 番 13、22 番 3、 23 番、27 番 12、29 番 12	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H19. 3 指定
14	愛知県岡崎市南大須町字丑ノ田 8 番 2 の一部、 9 番、10 番 1 の一部、12 番 6	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H19. 3 指定
15	愛知県岡崎市南大須町字丑ノ田 6 番の一部、8 番 1、12 番 2、12 番 3	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H21. 11 指定
16	愛知県岡崎市田口町字福田 60 番 1 の一部、61 番 1、62 番の一部、63 番の一部、64 番の一部、 67 番 1 の一部、68 番 1 の一部、68 番 2	令第 13 条の 2 第 1 号	H21. 11 指定
17	愛知県岡崎市安戸町字イノキ田 72 番の一部、73 番の一部	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H24. 8 指定
18	愛知県岡崎市丹坂町字尾古根 16 番 1 の一部、16 番 2、23 番 1、23 番 6、24 番 1、24 番 2、24 番 5、24 番 6、27 番 3	令第 13 条の 2 第 3 号イ 規則第 12 条の 31 第 2 号	H24. 8 指定
19	愛知県岡崎市丹坂町字尾古根 27 番 1、27 番 8、 27 番 9、28 番 1、28 番 2、28 番 3、28 番 4、28 番 5、33 番 1、33 番 2、34 番 1、34 番 6	令第 13 条の 2 第 1 号	H27. 6 指定
20	愛知県岡崎市滝町字大皿田 3 番 1 の一部、3 番 1 5 の一部、3 番 16 の一部、28 番の一部、31 番、32 番、33 番の一部、51 番の一部、52 番、53 番、53 番 1、54 番、55 番、56 番、57 番の一部、58 番、5 9 番 2 の一部、59 番 4、59 番 5 の一部、59 番 7 の 一部、59 番 9 の一部、60 番の一部、74 番 1 の一 部、77 番の一部、3 番 15 に接する無地番の一部、 57 番に接する無地番の一部	令第 13 条の 2 第 1 号	R 2. 7 指定

備考 埋立地の区分の欄中において「令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）を、「規則」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）をいい、指定区域がそれぞれの規定に該当する埋立地であることを示す。